

平成26年度国際共同研究推進事業に係る応募要領

農林水産省農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）では、国際共同研究推進事業について、平成26年度の委託事業を実施するに当たり、当該委託事業を受託する企業・研究機関等を一般に広く募ることにいたしました。

本事業に取り組むことを希望する企業・研究機関等は、この応募要領を熟読し、本事業について十分理解するようにお願いします。また、応募に当たっては、本応募要領に従って提案書を作成し、必要な書類を全て整えて、締切り期日までに事務局まで提出してください。

第1 事業名

平成26年度国際共同研究推進事業

第2 事業の目的

農林水産研究をめぐる国際環境の変容は大きく、農林水産先進国のアグリビジネスを基盤とした技術開発の進展、研究勢力としての新興国の台頭、国際分業の流れ等、大きな構造転換が進行しています。

こうした中、我が国の農林水産業の振興・発展を技術によって支えるためには、欧米等の研究動向を把握し、それらの研究勢力との協力関係を適切に構築することにより、戦略的に研究を推進し、及び研究開発力の向上を図ることが必要であり、特に、二国間や多国間の枠組で取組の推進が合意されている国際的研究分野においては、我が国がリーダーシップを発揮し、機動的に研究開発に取り組んでいくことが重要です。

このため、農林水産研究における我が国の政策ニーズに基づき、戦略的、かつ積極的に海外研究勢力との連携を図り、国際共同研究を推進することを目的とし、ひいては研究開発力の強化に資するものです。

第3 事業の概要

1 事業の内容

本事業においては、農林水産・食品分野における試験研究において、我が国の政策ニーズを踏まえた海外の研究機関と連携し取組を進めるべき具体的な研究テーマに基づき、共同研究の実現に向けて、①研究資源などの把握を含む実現可能性の調査、②共同研究体制の構築、③詳細な共同研究課題の策定等、海外の調査対象研究機関との共同研究実施に必要な調整を実施します。

具体的には、我が国の政策ニーズ等に基づき海外の研究機関と連携し取組を進めるべき研究の主テーマを『世界的人口増を支える食料の安定的生産拡大』とし、サブテーマを

- a：農畜水産物の生産力向上と安定供給の実現と、そのための生物災害対応
- b：気候変動と頻発する異常気象等自然災害への対応

- c : 安全・高品質な農畜水産物・食品の開発、高付加価値化
- d : バイオマスのエネルギー化を含む地域資源有効活用技術開発
- e : 遺伝資源・環境資源の収集・保存・情報化と活用

として、国際共同研究でなければならない課題、国際共同研究でこそ実績をあげる課題を公募対象とします。

公募の結果、課題が採択された事業者は、

- ① 海外の調査対象機関において、共同研究に必要な研究施設、研究能力、これまでの研究実績等を現地調査し、共同研究の実施が可能な体制となっているか評価・分析し、共同研究候補機関を絞り込みます。
 - ② 我が国の研究機関や環境では対応することが難しく、海外の研究機関と共同で実施すべき具体的な研究課題を調査・分析し、研究課題の効果、優先度を明らかにします。
 - ③ この際、我が国研究機関と共同研究候補機関の間で、双方の実施が可能な具体的な共同研究の内容、分担、計画、成果の取扱等について、調整することとします。
- 2 契約限度額
- 1 調査課題当たり、2, 500千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とし、予算額の範囲内で委託件数を決定します。
- 3 実施期間
- 委託契約締結の日から平成27年3月23日（月）までとします。

第4 応募

1 応募資格等

(1) 応募者の資格要件

応募することができる者は、企業、技術研究組合、公益又は一般法人、独立行政法人、大学、地方公共団体、NPO法人、協同組合等の法人格を有する研究機関であって、次の①から⑧までの条件を満たす者に限ります。

- ① 平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分において資格を有する者である必要があります。（提案書提出時に参加資格のない者は、平成26年8月上旬（公募課題に係る審査委員会の開催時）までに競争参加資格を取得してください。地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。）
- ② 本調査に当たっては、将来、自ら海外の研究機関と共同研究を実施することを希望し、共同研究が可能な研究能力、設備及び人員等を有すること。
- ③ 過去に、海外の大学や公的研究機関との共同研究に係る覚書や協定等を締結し、実際に共同研究を実施した実績を有すること、又は同等の能力を有するこ

と。

- ④ 本調査を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について、十分な管理能力を有すること。
- ⑤ 委託契約の締結に当たっては、農林水産技術会議事務局から提示する委託契約書に合意すること。
- ⑥ 日本国内に調査研究拠点を有していること。
- ⑦ 応募者が受託しようとする調査課題について、調査の企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有すること。具体的には、以下の能力・体制を有していること。
 - ア 国との委託契約を締結できる能力・体制
 - イ 事業費の執行において、区分経理処理が行える会計の仕組み、経理責任者の設置や複数の者による経理執行状況確認等の適正な執行管理体制（体制整備が確実である場合を含む。）
 - ウ 海外研究機関を含め、調査の実施に必要な連絡調整を円滑に行う能力・体制
- ⑧ 本調査の実実施計画の企画・立案、実施、成果管理等を総括する代表者（以下「調査責任者」という。）を選定すること。

※ 調査責任者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- ア 原則として、応募を行おうとする研究機関等に常勤的に所属し、国内に在住していること。
- イ 本調査の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること。
- ウ 本調査の遂行に必要な高い研究上の見識及び企画調整・進行管理能力を有していること。

なお、調査責任者が長期出張等により調査が実施できない場合、又は人事異動や定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合には、調査責任者になることを避けてください。

（２）複数の国内研究機関が調査を行う場合の要件

複数の研究機関が共同して研究を行うため、研究機関のグループを構成する場合、以下の２つの方法があります。①においては中核機関が、②においては代表機関がそれぞれその他の機関（以下「共同研究機関」という。）と研究グループを構成して研究を行っていただきます。

① 委託・再委託方式

グループ内の研究機関の中から研究を統括する機関（以下「中核機関」という。）を定め、農林水産省と中核機関及び中核機関と共同研究機関がそれぞれ契約する方法です。

中核機関は、共同研究機関との間で委託契約を締結し、事業を実施します。な

お、特に必要とする場合を除き、共同研究機関が更に委託（再々委託）することは、原則としてできません。また、研究課題の全部を共同研究機関に委託することはできません。再委託比率は、50%を上限とします。

② コンソーシアム方式

調査研究グループ（コンソーシアム）を組織し、調査研究グループの構成機関のそれぞれの間で契約を締結するのではなく、農林水産省が調査研究グループ全体と一括で契約を締結する方法です。この場合、次の要件を満たすとともに、代表機関には、経理責任者を配置し委託契約の締結、資金管理等の事務的な業務も担っていただきます。

ア 調査研究グループを組織して共同で調査研究を行うことについて、調査研究グループに参加する全ての機関が同意していること。

イ 調査研究グループと農林水産省が契約を締結するまでの間に、調査研究グループとして、実施予定の公募課題に関する規約を策定すること（規約方式）、研究グループ参加機関が相互に実施予定の公募課題に関する協定書を交わすこと（協定書方式）又は共同研究契約を締結すること（共同研究方式）が完了していること。

ウ 研究グループとして契約を締結する必要があるため、契約締結前に「随意契約登録者名簿登録申請書」を提出すること。

①②いずれの場合も、中核機関又は代表機関と共同研究機関において、それぞれの分担関係を明確にして提案するものとし、共同研究機関は以下の要件を満たしている必要があります。

ア 当該研究の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制を有していること。

イ 研究又は関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有していること。

ウ なお、採択後、契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがあります。

2 応募から委託契約及び調査終了までの流れ

平成26年6月25日 応募要領の公表

7月 1日 説明会の開催

7月31日 応募締切

8月上旬 審査（書面審査、ヒアリング審査）

8月中旬 委託先の決定

9月 委託契約の締結
調査の実施
平成27年1月頃 調査結果報告会の開催
3月23日 報告書提出締切

3 応募手続等

(1) 応募方法

応募者は、平成26年7月31日（木）17:00（必着）までに、下記（2）の応募書類を郵送又は持参により提出してください。

なお、FAX及び電子メールによる提出は受け付けることができませんので、ご注意ください。

(2) 応募書類

提案書2部

提案書の作成に当たっては、本要領に従い、別紙1の様式に日本語で御記入ください。

(3) 応募に当たっての注意事項

応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。

次の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。

① 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合

② 提案書に不備があった場合は提案書の修正を依頼いたしますが、事務局が指定する期限までに修正できない場合

③ 提案書に虚偽が認められた場合

(4) 応募書類の取扱い

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う審査委員にも守秘義務を課しています。提案書は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書については事務局が実施する公募課題の評価及び調査研究により得られた成果の追跡調査等でも使用する場合があります。また、不採択となった提案書については、事務局において廃棄します。なお、御提出いただいた書類等は、（要件不備の場合を含めて）返却しません。

(5) 提出先

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1

農林水産省農林水産技術会議事務局国際研究課

4 説明会の開催

次のとおり、平成26年度国際共同研究推進事業の説明会を開催し、当該提案公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明します。

なお、説明会への出席は、義務ではありません。

【日時】平成26年7月1日（火）15：00～16：00

【場所】東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農林水産技術会議事務局会議室（別館6階ドアN0 別620-1）

第5 委託先の選定

1 委託先の選定

(1) 選定方法

委託先の選定は、外部専門家等で組織する審査委員会において、下記（2）の審査基準に沿って行います。

審査に当たっては、原則として、書面審査（第1次審査）及びヒアリング審査（第2次審査）を実施します。書面審査を通過し、ヒアリング審査の対象となった場合は、日時や場所を別途担当から連絡しますので、プレゼンテーション用資料を準備してください。また、必要に応じて、追加資料等の提出を求める場合があります。

なお、提案書の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容については公表しません。

(2) 審査基準

委託先の選定に関する審査基準は以下のとおりです。

- ① 提案内容が、事務局が提示した事業の目的に合致しているか。
- ② 提案課題が、新規性や優位性を有しているか。
- ③ 提案課題が、事務局が提示したテーマに合致した現状把握と課題分析が行われているか。
- ④ 提案内容が、国際共同研究の実施を見据えた調査内容や計画となっているか。
- ⑤ 本調査研究の実施体制や管理能力等が優れているか。また、共同研究の実施を可能とする高い技術力、実績や設備を有しているか。
- ⑥ 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか。

2 審査結果等の通知

審査結果は、速やかに応募者に通知するとともに、委託予定先名（グループによる応募の場合は、調査研究グループを構成する全機関名）をホームページに公表します。委託予定先への通知に際しては、事業実施に当たっての留意事項を必要に応じて付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと事務局が判断したときは、委託予定先としないことがあります。

また、審査委員の所属・氏名等について、本事業終了後、ホームページに公表します。

なお、提案者の個人情報、知的財産等に係る情報等に配慮し、審査内容等に関する照会には応じません。

第6 委託契約

1 委託契約の締結

委託先として採択された者に対しては、委託契約を締結いたします（グループを組織し調査を実施する場合はグループと農林水産省が直接委託契約を締結します。）。なお、採択された者には、委託契約に必要な書類を速やかに提出していただくこととなります。

また、委託予定先決定から委託契約締結までの間に、委託予定先の構成員等について、特段の事情の変化があり調査の実施が困難と判断される場合には、委託契約の締結先を変更する場合があります。

2 契約上支払対象となる経費

(1) 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次の経費とします。

① 直接経費：事業の遂行及び事業成果の取りまとめに直接必要とする経費

ア 人件費：事業に直接従事する調査研究責任者、研究員等の人件費。なお、国又は地方公共団体からの交付金等で常勤職員の人件費を負担している法人（地方公共団体を含む。）については、常勤職員の人件費は計上できません。

イ 謝金：外部有識者等に対する出席謝金及び講演、原稿の執筆、調査協力等に対する謝金

ウ 旅費：国内外への出張に係る経費

エ 試験調査研究費

・消耗品費：本事業の公募課題で使用するもので、機械・備品費に該当しない物品

(参考) 機械・備品費

原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るもののうち、取得価格が5万円以上の物品。ただし、研究開発用器具及び備品（試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡）については、取得価格が10万円以上の物品とします。なお、本調査での購入は認めてお

りません。

- ・印刷製本費：報告書、資料等の印刷、製本に係る経費
- ・借料及び損料：物品等の借料及び損料
- ・会議費：委員会等の開催に係る会議費
- ・賃金：本事業に従事する補助者等に係る賃金
- ・雑役務費：翻訳等の単純な作業等の外注費等

オ その他必要に応じて計上可能な経費：外国人招へい旅費・滞在費等

- ② 一般管理費：エの試験調査研究費の15%以内
- ③ 消費税等相当額：①から②までの経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の8%。
- ④ 試験調査研究委託費：再委託に要する経費。委託・再委託方式で研究グループを構成した場合のみ計上してください。

※1 人件費、試験研究費の賃金を計上する場合は、調査研究員等の年間の全勤務時間のうち本事業の用務が占める割合（エフォート（研究専従率）※2）を人件費単価に乗じた額としてください。

※2 エフォート（研究専従率）

総合科学技術会議におけるエフォートの定義：「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率（%）」なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

※3 直接経費に計上できるものは、公募課題の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要であることが経理的に明確に区分できるものに限り、特に、消耗品費等を計上する場合は御注意ください。

また、本事業を含む複数の外部資金から調査研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の公募課題に直接従事する時間数により算出することになります。この場合、作業日誌等により十分な勤務管理を行ってください。

※4 一般管理費は直接経費以外で本事業に必要な経費です。具体的には、事務費、通信運搬費、租税公課、事務補助職員の賃金等となります。なお、光熱水料等の全体額の一部を一般管理費で負担する場合には、事業に携わる人数比で按分する等により合理的に算出し、本事業に係る経費として明確に区分してください。

※5 調査研究グループ参加機関が公益又は一般法人の場合は、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決

定)に基づき、国から公益又は一般法人に交付された補助金等を年間収入の3分の2未満とする必要があります。

第7 調査の進行管理

本調査の実施に当たっては、受託者が自ら一元的に管理・運営することとし、適切な人員配置を行った上で、調査を推進するとともに、適切な委託費の執行に努めてください。

また、受託者は、調査の進捗状況等を定期的に報告するとともに、現地調査を行う前には、日程、訪問先、調査項目等について、事務局の担当官（以下「担当官」という。）と協議を行ってください。

なお、必要に応じて、担当官が適切な指導・助言を行うとともに、現地調査等に同行する場合があります。

第8 事業成果の取扱い

1 成果の提出

受託者は、実績報告書を委託契約期間終了時までには実績報告書を事務局長に提出していただきます。

2 成果の取扱い

(1) 調査成果等の公表

受託者は、新聞、図書、雑誌、各種シンポジウム、学会等において、本事業に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその概要を事務局に協議してください。また、公表に当たっては、本事業に係る活動又は成果であることを明記してください。

(2) 成果の帰属

受託者は、本事業により知的財産権を得ることが見込まれる場合には、その帰属について、あらかじめ事務局と協議することとします。

3 成果の評価

事務局長が開催する報告会において、受託者は成果に係る報告を行っていただきます。その際、必要な資料の作成やヒアリング等への対応が必要となります。

また、報告会において、外部有識者等から指摘があった場合には、可能な範囲で対応してください。

第9 委託費の不正使用

受託者が委託費を不正使用しないよう、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」（平成18年8月31日総合科学技術会議）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年10月1日付け19農会第706号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）等の関連の規定を参考にして、委託費の管理監視体制を整備していただく必要があります。当該体制については必要に応じて、事務局から指導を行う場合があります。また、委託費の不正使用が明らかになった場合は、速やかに事務局に報告してください。

なお、不正使用に係る委託費について、受託者に対して一部又は全額の返還を請求することになりますので、御承知おきください。

（※農林水産省の上記ガイドラインについては、http://www.s.affrc.go.jp/doc/project/2013/pdf/5_kanrikansa_guideline.pdf を御覧ください。）

第10 虚偽の申請、報告等に対する対応

本委託事業において、申請内容や採択後の報告内容で虚偽行為が明らかになった場合、委託契約が取り消され、委託費の一括返済、損害賠償等を受託者に求める場合があります。また、一定期間、本委託事業への参画を認めないこととします。

なお、上記については、当該不正行為等の概要を公表するとともに他の事業を所管する国の機関へ情報提供されますので、他の事業等においても参画が制限される場合があります。

第11 研究活動上の不正行為防止のための対応

受託者は、研究活動上の不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用）に関し、「研究上の不正に関する適切な対応について」（平成18年2月28日総合科学技術会議）及び「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知※）を参考に、適切な体制を整備していただく必要があります。また、研究上の不正行為が明らかになった場合は、速やかに事務局に報告し、派遣の中止等について対応していただきます。

なお、不正行為に係る委託費については、受託者に対して一部又は全額の返還を請求することになりますので、御承知おき下さい。

（※農林水産省の上記ガイドラインについては、http://www.s.affrc.go.jp/docs/project/2013/project_/pdf/7_kenkyuhusei_guideline.pdfを御覧ください。）

第12 秘密の保持

本委託事業に係る応募書類に含まれる個人情報、本委託事業の採択の採否の連絡、今後の契約手続等、事務局が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。）。

第13 問合せ先

本件に関する問合せは、応募要領の公表後から応募の締切りまでの間、下記において受け付けます。なお、審査の経過、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等についてはお答えできません。また、これ以外の問合せについては、質問者が特定される情報等は伏せた上で、その質問及び回答内容を全て事務局のホームページにて広く周知させていただきますので、御了承ください。

記

農林水産省農林水産技術会議事務局国際研究課

担当者：中村、矢野

電話：（03）3502－7466

FAX：（03）5511－8788